

## 事業者団体の皆様へのお願い

令和3年11月  
北海道開発局

北海道開発行政の推進につきましては、日ごろから特段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、北海道開発局では、これまで組織を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んで参りましたが、当局職員が本年7月に逮捕され、10月25日に官製談合防止法違反及び公契約関係競売入札妨害により有罪判決を受けたところであります。

この事案では、職員が通常型指名競争入札に関し、特定の事業者に対して、同入札における秘密事項である指名業者選定案を教示するなどしたこと、その事業者から国家公務員倫理規程に反する飲食接待等を受けていたことが判明いたしました。

北海道開発局では、本事案を重く受け止め、再発防止とコンプライアンスの徹底に取り組んで参ります。

その取組の一つとして、事業者の皆様との応接ルール等の一部を別添資料のとおり見直いたしました。事業者の皆様のご理解とご協力をお願いするとともに、会員企業の皆様への周知をお願いいたします。

< 本件についての問合せ先 >

北海道開発局

入札契約監察官・監察官

TEL 011-709-2311(内線 5697・5687)

# コンプライアンスの保持にご協力ください

## 事業者（有資格業者）の皆様へ

北海道開発局では、組織を挙げてコンプライアンスの徹底に取り組んできており、今般新たに下線部の取組を追加いたしました。事業者の皆様方におかれましても、コンプライアンスの保持にご理解とご協力をお願いいたします。

### 1. 打合せにより当局職員を訪問される際のアポイントメント

- ・特に、本局、開発建設部幹部職員及び所長へのご訪問の際には、総務担当または秘書への事前の連絡を必ずお願いいたします。
- ・ご来訪の際は、まず、総務担当または秘書までお越しください。

### 2. 執務スペースへの入室制限

入札契約に係る機密情報の管理徹底のため、執務スペースへの入室を制限させていただきます。

### 3. 来訪時のオープンスペースでの対応（挨拶のみの場合を除く）

原則として、オープンスペースにて複数職員で対応させていただきます。なお、事業実施における苦情相談については、幹部室または所長室にて複数職員で対応させていただきます。

### 4. 通報窓口への情報提供

- ・万一、当局職員から下請け業者の選定や特定の資料の使用など、不当と思われる働きかけを受けた場合は、断固として拒否し、速やかに当局の通報窓口まで情報提供していただきますようお願いいたします。
- ・当局職員に対する不当と思われる働きかけは、記録・公表されることとなります。



### 5. 飲食に関する届出へのご理解

当局職員が事業者の方と飲食した場合には、金額に関わりなく、同席された方の氏名や金額等の届出を当局職員に義務化することといたしました。ご理解をお願いいたします。



### 6. 物品等贈与は受け取りません

当局職員が事業者の方から物品等の贈与を受けた場合には、受取をお断りし相手方に返戻の上、事業者に対しても文書にて注意させていただきます。

○上記について、社内に関係する部署への周知をお願いします。

<問い合わせ先>

国土交通省北海道開発局 札幌市北区北8条西2丁目札幌第一合同庁舎  
TEL 011-709-2311 (代表) 担当: 入札契約監察官 (内線5697)  
監察官 (内線5687)

## 談合情報等通報窓口について

北海道開発局では、当局発注の工事等の入札・契約に関する談合情報及び当局職員の非違行為に関する情報をお寄せいただくため、「談合情報等通報窓口」を設置しています。  
これらの情報を知ったときには、次の通報窓口へご一報願います。

### 通報窓口

北海道開発局本局 入札契約監察官、監察官  
各開発建設部 総務課長、広報官

\* 通報窓口の電話番号等は別表のとおりです

### ご提供いただく情報

#### 談合情報

- ・ 北海道開発局が発注する工事、建設コンサルタント等業務、役務、物品等の入札・契約に関する談合情報

#### 職員の非違行為に関する情報

- ・ 北海道開発局職員の国家公務員法、国家公務員倫理法等に抵触する行為に関する情報
- ・ 北海道開発局職員から元請負者に対する下請負者の選定や特定の資材の使用など、不当と思われる働きかけの情報

### 通報の方法

談合情報又は職員の非違行為に関する情報は、上記通報窓口へ口頭（面談又は電話）又は文書（郵送等）でお寄せいただくか、北海道開発局及び各開発建設部のホームページに設置している専用メールボックス（「談合情報等通報窓口」）から、電子メールで通報していただくこともできます。  
いずれの場合も匿名による通報が可能です。

別表

## 北海道開発局及び各開発建設部の通報窓口

名 称	住 所		郵便番号	ホームページアドレス
	窓口担当者	電 話 番 号		F A X 番号
北海道開発局	札幌市北区北8条西2丁目		〒060-8511	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/">http://www.hkd.mlit.go.jp/</a>
	入札契約監察官	011-709-3004		011-727-8650
	監 察 官	011-709-2455		
札幌開発建設部	札幌市中央区北2条西19丁目		〒060-8506	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/sp/">http://www.hkd.mlit.go.jp/sp/</a>
	総 務 課 長	011-611-0192		011-631-6018
	広 報 官	011-611-0279		
函館開発建設部	函館市大川町1番27号		〒040-8501	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/hk/">http://www.hkd.mlit.go.jp/hk/</a>
	総 務 課 長	0138-42-7505		0138-40-3619
	広 報 官	0138-42-7702		
小樽開発建設部	小樽市潮見台1丁目15番5号		〒047-8555	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/ot/">http://www.hkd.mlit.go.jp/ot/</a>
	総 務 課 長	0134-23-5136		0134-23-5248
	広 報 官	0134-23-9910		0134-23-9901
旭川開発建設部	旭川市宮前1条3丁目3番15号		〒078-8513	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/as/">http://www.hkd.mlit.go.jp/as/</a>
	総 務 課 長	0166-32-2172		0166-32-2179
	広 報 官	0166-32-3097		
室蘭開発建設部	室蘭市入江町1番地14		〒051-8524	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/mr/">http://www.hkd.mlit.go.jp/mr/</a>
	総 務 課 長	0143-25-7016		0143-22-1264
	広 報 官	0143-25-7051		
釧路開発建設部	釧路市幸町10丁目3番地		〒085-8551	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/ks/">http://www.hkd.mlit.go.jp/ks/</a>
	総 務 課 長	0154-24-7076		0154-24-7100
	広 報 官	0154-24-7354		
帯広開発建設部	帯広市西4条南8丁目		〒080-8585	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/ob/">http://www.hkd.mlit.go.jp/ob/</a>
	総 務 課 長	0155-24-2901		0155-24-4861
	広 報 官	0155-24-3193		
網走開発建設部	網走市新町2丁目6番1号		〒093-8544	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/">http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/</a>
	総 務 課 長	0152-44-6172		0152-45-3273
	広 報 官	0152-44-6793		
留萌開発建設部	留萌市寿町1丁目68番地		〒077-8501	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/rm/">http://www.hkd.mlit.go.jp/rm/</a>
	総 務 課 長	0164-42-2316		0164-43-6308
	広 報 官	0164-42-2393		
稚内開発建設部	稚内市末広5丁目6番1号		〒097-8527	<a href="http://www.hkd.mlit.go.jp/wk/">http://www.hkd.mlit.go.jp/wk/</a>
	総 務 課 長	0162-33-1006		0162-33-1040
	広 報 官	0162-33-1015		